

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 液化石油ガス販売事業者の認定

○ 救急病院の認定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ に係る事項の変更

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ の辞退

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○

○

○

○

○

○

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○

○

○

## 目次

担当課（室）

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

指定居宅サービス等の事業の廃止

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

出 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届

〃

〃

〃



◎岡山県告示第二百二十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により、海区漁場計画を定めるとともに、同法第六十四条第六項の規定により当該海区漁場計画に基づき漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和五年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 海区漁場計画の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供する。）

二 免許予定日

令和五年九月一日

三 申請期間

令和五年四月四日から一〇〇日間